

## 地域就職氷河期世代等支援推進交付金実施要領

制 定 令和8年3月10日府氷河第2号  
内閣府就職氷河期世代等支援推進室長通知

### 1 事業の目的

地域就職氷河期世代等支援推進交付金（以下「交付金」という。）は、就職氷河期世代等について、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援等を個々人の実情に合わせて行う地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、地方公共団体とする。
- (2) 地方公共団体は、地域の実情に応じ、地方公共団体が適切と認める団体に、本事業を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う地方公共団体は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも地方公共団体であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。  
なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。
- (3) 地方公共団体は、委託契約を締結するに当たっては、当該地方公共団体の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各地方公共団体の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

### 3 交付対象事業

就職氷河期世代を含む中高年層を中心とする幅広い世代のうち社会参加や就労支援等を必要とする者、孤独・孤立の状態にある者等を対象に、切れ目なく幅広い、リ・スキリングを含む社会参加・活躍支援等で次に掲げる取組から、個々人の状況に合わせ、地域の実情に応じて創意工夫した一貫型・伴走型の事業を実施する。

- ① 就労希望や処遇改善希望がある者等の資格取得に向けた支援、職業訓練や職場実習等にかかる費用等の助成、知識及び技術の習得を目的としたセミナー又は研修等の支援などリ・スキリングを含む支援
- ② アウトリーチ支援や相談支援等、個々人の状況に寄り添った支援
- ③ 多様な働き方・社会参加等の機会の創出支援
- ④ 就労希望や処遇改善希望がある者等へのマッチングや説明会の開催支援
- ⑤ 社会参加や就労等に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- ⑥ 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化
- ⑦ 当事者同士の交流の場の設定、就職氷河期世代を取り巻く状況等に係る関係者の

理解増進など、地域の実情に応じた支援

- ⑧ 中間的就労の機会の創出支援
- ⑨ 家計改善や資産形成に向けた金融教育支援
- ⑩ 実態把握や効果検証を行う事業
- ⑪ 以上①から⑩の取組について、事業効果を高めるための情報発信及び普及啓発
- ⑫ 地方公共団体が相互に連携して上記の事業を広域化して実施する事業

#### 4 事業実施に当たっての留意点

地方公共団体は、上記3の交付対象事業を実施するに当たっては、本事業の交付対象経費と重複して、各府省庁が所管する補助金等の交付を受けてはならないほか、以下の点に留意すること。

##### (1) 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでの議事録、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会等の事業実施計画等の提出

交付金の交付を受けようとする都道府県は、関係機関等の支援策をとりまとめて策定する地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでの議事録、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会等の事業実施計画等を下記(2)の交付金計画に添付して、内閣総理大臣(以下「大臣」という。)に提出するよう努めるものとする。

##### (2) 交付金計画の作成

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、地域就職氷河期世代等支援推進交付金交付要綱(令和8年3月10日内閣総理大臣決定)の別表の第2欄による交付金計画を作成し、大臣に提出するものとする。なお、都道府県以外の地方公共団体は、交付金計画を大臣に提出するとともに、都道府県に送付するものとする。

地方公共団体は、交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により、交付金計画の内容を変更したときは、変更後の交付金計画を大臣に提出するものとする(ただし、細部の変更である場合を除く。)

##### (3) 効果検証

ア 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、交付金を充てて行う事業の実施状況に関する客観的な指標(以下「重要業績評価指標」という。)を設定の上、その達成状況について、毎年度検証するものとする。

イ 地方公共団体は、検証結果について大臣に報告するよう努めるとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

##### (4) 事後評価

ア 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、次に掲げる事項について、交付金計画期間終了後に速やかに事後評価を行うものとする。

- ・ 交付金計画期間における事業の達成状況
- ・ 交付金計画期間における重要業績評価指標の達成状況

イ 地方公共団体は、事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求める、地方公共団体独自の評価制度や既存の会議体等を活用する等の方法により、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるものとする。

ウ 地方公共団体は、評価結果について、大臣に報告するよう努めるとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

(5) 重要業績評価指標等の検証状況の把握

大臣は、交付金の交付を受けた地方公共団体に対し、4（3）による検証結果及び4（4）による事後評価について、報告を求めることができるものとする。

5 関係行政機関の連携強化

内閣府は、実施計画書又は交付金計画の適正な実施のため、財務省及び厚生労働省と交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、就職氷河期世代等支援推進室長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。